

令和 7 年度千葉市学力状況調査の実施業務委託に係る募集要項

1 業務の目的

本業務は、千葉市の小学 3・5 年生、中学・中等教育 2 年生の児童生徒の学力の状況や学習に対する意識等を把握するための調査テスト及び分析資料の提供に係る業務を行うものとする。

2 業務の概要

- (1) 委託名
千葉市学力状況調査実施業務委託
- (2) 業務内容
学力検査の問題等作成業務
学力検査の問題等印刷業務
学力検査の採点・分析業務
該当児童生徒の意識及び生活実態の分析業務
学力検査等の各校、委員会への配送・回収業務
(別紙 令和 7 年度千葉市学力状況調査実施業務委託仕様書のとおり)
- (3) 契約形態
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約
- (4) 委託期間
契約締結日から令和 8 年 8 月 31 日まで
- (5) 履行場所
千葉市立小学校 (107 校)、中学校 (53 校) および中等教育学校 (1 校) (計 161 校)
- (6) 履行対象者予定数
千葉市立小学 3 年生 (7,135 人分)・5 年生 (7,516 人分) および千葉市立中学・中等教育 2 年生 (7,360 人分)
参考：小学 3 年生：7,080 人 小学 5 年生：7,461 人 中学・中等教育 2 年生：7,345 人
(令和 7 年 5 月 1 日現在)
- (7) 委託限度額
35,000,000 円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)
ただし、各学年 1 人あたりの単価を設定し、児童生徒数を乗じた価格を予定価格とする。
- (8) 支払条件 完了後一括払い

3 プロポーザル参加資格

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定により、一般競争入札への参加を排除されていない者であるほか、次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2 年間を経過しない者
 - イ 選定結果の通知日前 6 か月以内に不渡り手形又は不渡り小切手を出した者
 - ウ 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの
 - エ 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの
 - オ 都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) に違反している者
 - カ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税 (延滞金を含む) を完納していないもの
 - キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人

住民税の特別徴収を行っていないもの

ク 令和6・7年度の千葉市入札参加資格者名簿に登載されていない者

ケ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を、参加資格確認申請期限の日から選定結果の通知日までの間に受けている者

（2）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと。

（3）過去5年間に、本業務内容に類似する契約実績があり、かつ誠実に履行した業者であること。

4 契約締結までのスケジュール

契約締結に至るまでのスケジュールは、以下を予定している。ただし、千葉市の休日を定める条例（平成元年千葉市条例第1号）に規定する市の休日には、受付（各質問の受付を含む）を行わない。

	内 容	日 時
①	仕様書等の交付及び参加資格確認申請受付開始	令和7年7月 2日（水）午前9時から
②	参加資格確認申請書の受付締切	令和7年7月 9日（水）午後5時まで
③	質問書の受付締切	令和7年7月 9日（水）午後5時まで
④	プロポーザル参加資格確認結果の通知（発送予定日）	令和7年7月16日（水）
⑤	質問に対する回答の通知（HP掲載予定日）	令和7年7月16日（水）
⑥	プロポーザル参加辞退締切日	令和7年7月22日（火）
⑦	企画提案書の受付締切日	令和7年7月24日（木） ※持参の場合は同日17時まで
⑧	プレゼンテーション実施日	令和7年8月 7日（木）
⑨	選考結果通知（発送）	令和7年8月14日（木）を予定
⑩	選考結果についての質問の受付	選考結果通知から7日間
⑪	契約締結	令和7年9月（予定）

5 仕様書等の交付

（1）交付方法

いずれかの方法で交付する

ア 千葉市ホームページからのダウンロード

イ 千葉市教育委員会学校教育部教育指導課にて交付

（千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟10階）

（2）交付期間

令和7年7月2日（水）から令和7年7月9日（水）までの平日、午前9時から午後5時まで

6 プロポーザル参加資格確認申請書等の提出

プロポーザルの参加を希望する者は、プロポーザル参加資格確認申請書等を提出し、プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

（1）プロポーザル参加資格確認申請書等

ア 企画提案参加申込書（様式1）

イ 提案者に関する調書（様式2）

ウ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

エ 印鑑証明書（代表者印）

オ 市税完納及び特別徴収に関する証明書

※千葉市内に本店または営業所等を有する場合のみ提出すること
カ 過去5年以内の類似業務等の履行実績

※契約書・仕様書を添付すること

※類似業務等とは、学力状況調査等に係る業務をいう。

(2) 提出期間

令和7年7月2日（水）から令和7年7月9日（水）までの平日、午前9時から午後5時まで

(3) 提出場所

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟10階

千葉市教育委員会学校教育部教育指導課

(4) 提出方法

持参又は郵送によること。

郵送による場合は、締切日午後5時に必着のこと。

(5) プロポーザル参加資格の確認通知

令和7年7月16日（水）までに、プロポーザル参加資格の確認審査の結果について、申請者宛てに「プロポーザル参加資格確認結果通知書」を発送する。

7 説明会

説明会は実施しない。

8 プロポーザルに関する質問

(1) 質問書の様式

「質問書」（様式3）を用いる。

(2) 提出期間

令和7年7月2日（水）から令和7年7月9日（水）までの平日、午前9時から午後5時まで

(3) 提出場所

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟10階

千葉市教育委員会学校教育部教育指導課

(4) 提出方法

電子メール（kyoikushido.EDS@city.chiba.lg.jp）にて提出すること。

(5) 質問に対する回答

当該質問書提出期間内に受理したすべての質問内容及び回答を、令和7年7月16日（水）までに千葉市ホームページに掲載する。

9 企画提案書の提出期限・提出先

(1) 提出書類

ア 企画提案書（表紙）（様式4）

イ 提案説明書類（任意書式）

提案書は、図を含めA4サイズ用紙（横・片面）5枚以内にまとめること。また、企画提案書作成に用いる言語は、日本語（本企画提案参加者の商号又は名称、製品の商標又は名称、その他通信技術等に関する用語若しくは呼称であって、一般的に使用されているものを除く。）、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）とする。また、以下の項目につき、簡潔かつ具体的に作成すること。

1	業務実施の基本方針 千葉市の児童生徒の学力・学習状況についての現状及び課題を分析し、よりよい学力・学習状況を調査するためにどのようにあればよいか基本的な考え方について、記述すること。
2	業務実施のための取組の方針 (1) 調査問題の提供 調査問題の作成において、信頼性・妥当性についての考え方及び手立てについて記述すること。 (2) 調査結果の提供 調査結果において、今後、有効な指導改善等につなげる考え方及び手立てについて記述すること。 (3) 個人情報保護及びトラブル対応への提供 業務実施における個人情報保護及びトラブル対応についての考え方及び手立てについて記述すること。
3	業務実施を達成するための体制 本業務を達成するための人員配置計画及び選任方針並びにスケジュールについて記述すること。
4	その他 各業者が受け持っている小学3年生、5年生および中学2年生の調査対象者数、主な実施自治体を記載すること。 C B T化に向けた取組状況を記載すること。なお、中学2年生については、C B TとP B Tの両方を報告すること。

ウ 提案価格書（任意書式）

※各学年1人あたりの単価を設定し、履行対象者予定数を乗じた価格が、委託限度額を上回らないようにすること。

エ 委任状（共同企業体等）（任意書式）

※共同事業体を構成する場合のみ提出すること。

(2) 提出期限

令和7年7月24日（木）午後5時

(3) 提出場所

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟10階
千葉市教育委員会学校教育部教育指導課

(4) 提出方法

持参又は郵送によること。郵送による場合は、締切日に必着のこと。

(5) 提出部数

正本1部 副本各10部 副本については事業者名がわからないようにすること。

(6) その他

1事業者1参加申込とする。

10 参加辞退

プロポーザルへの参加を途中で辞退する場合には、令和7年7月22日（火）午後5時までに「プロポーザル辞退届」（様式5）を持参または郵送により提出する。

11 プレゼンテーション

(1) 日時・場所

別途通知

(2) 実施方法

ア 出席者

2名以内

イ 提案時間

1社25分（提案説明15分、質疑応答10分）

ウ 提案方法

パソコンとプロジェクターは委託者側で準備する。

プレゼンテーション用のデータを別途使用する場合は、前日までに下記あてに提出すること。

千葉市教育委員会学校教育部教育指導課 担当（Eメール：kyoikushido.EDS@city.chiba.lg.jp）

12 事業者選考について

(1) 選考方法

選考は、千葉市で設置する選考委員会で、提出されたすべての企画提案書及び別途実施するプレゼンテーションやヒアリングをもとに、次の審査項目に基づき選定する。

なお、提案内容には民間団体の秘密に属するものが含まれるため、審査は非公開で行う。

(2) 事業者の選定及び審査項目

ア 事業者の選定

イの審査項目に基づき、総合的な判断により最優秀提案者を決定する。

（得点が同点の場合は、教育委員会が定める重点項目の得点が高い事業者を最優秀提案者とする。）

イ 審査項目

審査項目	審査の観点	配点
1 基本方針 【10点】	基本方針が仕様書に整合し、千葉市の児童生徒の学力・学習状況についての現状及び課題の分析において、有効かつ妥当であるか。また、今後の学力測定のある方についてどのような展望があるか。	10点
2 学力調査問題 意識調査問題 【30点】	学習内容の定着を測定できる内容として適切であり、今後、有効な指導改善等につなげられる考え方及び手立てであるか。	10点
	出題の趣旨と学習指導要領との関連が明確であり、信頼性・妥当性が認められる考え方及び手立てであるか。	10点
	意識調査問題には、第3次千葉市学校教育推進計画における成果指標が図れる設問が含まれているか。	10点
3 採点処理及び 結果の分析 【30点】	採点基準を明確に設けて、採点者による差異が生じないようにするなど、正確に採点を行うために必要な措置を講じているか。	10点
	調査結果の資料（個人票・学級別の資料・学校別の資料・教育委員会への資料）は適切であるか。	10点
	学力調査の結果と意識調査の結果は、今後、有効な指導改善等につなげる考え方及び手立てであるか。	10点
4 組織・業務の 実績 【20点】	人員配置計画及び選任方針並びにスケジュールが適切であるか。また、トラブル対応についての考え方及び手立てがあるか。	10点
	同種又は類似業務等での実績の有無及びそれが活用できるものであるか。	10点
5 機密保持 【10点】	教育委員会との連携が適正に行われ、機密の保持や個人情報取扱の遵守や個人情報の保護に必要な措置を講じているか。	10点

小計		100 点
合計	100 点×審査員 7 人	700 点

(3) 選定結果の通知

ア 通知日

令和 7 年 8 月下旬

イ 通知方法

企画提案書の提出全員へ結果通知書を郵送及び市ホームページで公表。

13 契約の手続等

- (1) 市と契約候補者は業務にかかわる仕様書の内容を協議し、確定させたうえで契約を締結するものとする。仕様書の内容は、候補者がプロポーザル提案した内容が基本となるが、市と候補者との協議により決定する。
- (2) 次点の取扱い
最優秀提案者が辞退した場合及びその他の理由で契約できないときは、次点の者と交渉する。
- (3) 契約にあたっては、契約書を 2 通作成し、各 1 通を保有する。
- (4) 契約相手方は、この契約と同時に、契約金額の 100 分の 10 以上の金額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、千葉市契約規則（昭和 40 年千葉市規則第 3 号）第 29 条に該当する場合は、免除とする。
- (5) 委託料の支払いについては、業務完了後一括払いとする。

14 審査結果に関する質問の受付

審査結果についての質問は文書にてのみ受け付けるものとし、持参、郵送、又は電送（FAX 又は電子メール）のいずれの方法でも可とする。

- (1) 受付期間
審査結果通知後から 7 日以内
- (2) 受付先
千葉市教育委員会学校教育部教育指導課
- (3) 質問に対する回答方法
質問受付後、2 週間以内に FAX 又は電子メールにて回答する。

15 その他

- (1) 費用負担
プロポーザル参加に必要な費用は、すべてプロポーザル参加者の負担とする。
- (2) プロポーザル書類の取扱い
提出されたプロポーザル書類の受理後、加除修正及び撤回は認めない。
- (3) 次のいずれかに該当する場合は、失格又は提出書類を無効とする。
 - ・ 契約締結日までの間に参加要件を満たさなくなった場合。
 - ・ 審査の公平性を害する行為があったとき。
 - ・ 本要項に規定する提出書類の提出先、提出方法、提出期限を満たさない場合。
 - ・ 指定する様式及び記載に関する留意事項等が守られていない場合。
 - ・ 提出書類の記載に虚偽の記載があった場合。
 - ・ 提出書類に記載すべき事項の全部または一部の記載が漏れている場合。
 - ・ 提案価格書記載の金額が委託限度額を超えた場合。

- ・契約を履行することが困難と認められる状態になった場合。
- ・その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合。

(4) その他留意事項

- ・採択された企画提案書の著作権は、千葉市に帰属するものとする。
- ・業務の一部について、他社に委託する際は、事前に千葉市の承諾を受けることとする。
- ・応募書類は、千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号）の規定に基づき開示請求されたときは、公にすることにより当該法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、審査期間中は、第7条第1項第6号の規定に基づき、開示の対象としない。

16 問合わせ先

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟10階

千葉市教育委員会学校教育部教育指導課

電話番号 043-245-5986 FAX 番号 043-245-5982

電子メール : kyoikushido.EDS@city.chiba.lg.jp